

# 委託業務仕様書

## 1 委託業務名

「四万十・南予横断2リバービューライド2019」開催委託業務

## 2 趣旨

国道381号等で繋がる愛媛・高知の県境地域「予土県境地域」（宇和島市、松野町、鬼北町、四万十市、四万十町）でのサイクリングの認知度向上と魅力発信のため、大会を通じて豊かな自然の織り成す「絶景」と特産品による「おもてなし」を楽しんでいただくとともに、予土県境地域でのサイクリングの定着を図るため、地域内の連携協力体制を強化し、地域が主体となった大会を開催する。

## 3 実施主体

予土県境地域連携実行委員会（以下「実行委員会」という。）  
（事務局：愛媛県南予地方局地域政策課）

## 4 事業概要

- (1) 名称 四万十・南予横断 2リバービューライド2019
- (2) 開催日 2019年9月29日（日）予定
- (3) 主催 予土県境地域連携実行委員会
- (4) 参加定員 400人以上（上級330人以上、中級70人）
- (5) 場所 予土県境地域（宇和島市、松野町、鬼北町、四万十市、四万十町）
- (6) 大会形式 競技性は排除し、サイクリングで地域を楽しむことを目的とする。  
原則公道封鎖は行わない。
- (7) 自転車 スポーツタイプ（ロード・クロス・MTB）
- (8) コース内容 幅広い層のサイクリストが参加できるよう距離の異なる複数のコースを設定すること。また、中級コースではサイクルトレイン（臨時便）を利用すること。詳細は実行委員会事務局と協議のうえ決定する。
  - ①発着点 四万十町内（窪川地区）
  - ②コース 走行エリアと距離の目安（これ以外のコース設定の提案も可）
    - ・上級コース：四万十町内 ⇄ 道の駅みま（往復約170km）
    - ・中級コース：四万十町内 ⇄ 道の駅虹の森公園（片道約60km）※中級コース復路は、JR予土線松丸駅から窪川駅までサイクルトレインを利用する。
  - ③経由点 圏域内道の駅
    - ・エイドステーション（経由順は実行委員会と協議のうえ決定）  
地元特産品を使用した補給食、飲料水を提供する。
    - ・チェックポイント（設置場所は実行委員会と協議のうえ適切な箇所を選定）  
参加者の走行管理のため、チェックを行う（通過制限時間を設定）  
チェックポイントはエイドステーション内に設置する。

## 【経由点一覧】

施設名	所在地
四万十町役場	高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17
道の駅めぐり窪川	高知県高岡郡四万十町平串 284-1
道の駅四万十大正	高知県高岡郡四万十町大正 16-2
道の駅四万十とおわ	高知県高岡郡四万十町十和川口 35-1
道の駅よって西土佐	高知県四万十市西土佐江川崎 2410-3
道の駅広見森の三角ぼうし	愛媛県北宇和郡鬼北町永野市 138-6
道の駅虹の森公園まつの	愛媛県北宇和郡松野町延野々 1510-1
道の駅みま	愛媛県宇和島市三間町務田 180-1

## 5 業務内容

四万十・南予横断2リバービューライド2019の開催業務全般

四万十・南予横断2リバービューライド2019の開催に関する一切の業務を行うものとする。

### (1) 大会開催に係る業務

#### ①実施計画

- ・大会の全体企画及び詳細企画
- ・各種計画の作成（開催計画、警備計画、救護計画、スケジュール等）
- ・大会要領及び募集要項の策定
- ・各種マニュアル作成（大会運営、緊急事態対応、サポートライダー等）
- ・コースの選定

#### ②事務局運営

- ・大会の情報発信
- ・参加者の募集及び対応業務（エントリーシステムを利用した受付、問合せ対応、配布物の送付、参加費の徴収等）
- ・大会の安全対策の検討及び検証
- ・関係団体との連絡・調整
- ・警備業者、サイクリングスタッフ（大会アドバイザー、サポートライダー、メカニック）との連絡・調整
- ・広報活動（大会webサイトの制作と運営管理、ポスター等の制作、大会PR、地元住民向け周知、パブリシティ活動等）の実施
- ・企業等に対する協賛金・協賛品の募集、営業、調整業務

#### ③大会開催（実行委員会と連携し実施）

- ・大会開催管理（本部運営、スタート管理、参加者のロスト把握等）
- ・警備業者の手配
- ・サイクリングスタッフ（大会アドバイザー、サポートライダー、メカニック）の手配 ※安全な走行管理のため、参加者10人当たり1人のサポートライダーを配置すること。
- ・大会実施に必要な備品等の準備物の手配及び設置（実行委員会が準備するものを除く）
- ・エイドステーションで提供する補給食、飲料の準備

- ・開会式の実施及び進行管理（司会者の手配、進行要領の作成含む）
- ・大会実施に必要な保険加入（参加者、スタッフ、主催者賠償責任）
- ・発着点会場等の装飾
- ・案内看板の製作、設置、撤去
- ・完走証、参加賞、記念品等の作成、準備、配布
- ・雨天、荒天、緊急時に関する対応（参加者、関係者への連絡）
- ・関係機関との調整業務（自治体、警察、消防、JR四国、医療機関等）
- ・各種申請業務（警察、道路占用、会場使用等）
- ・運営スタッフの確保（先導・巡回バイク、回収車両、エイド運営、立哨等）
- ・開会式会場及びエイドステーションの設営・撤去の手配及び調整
- ・大会実施に必要な車両の手配と運行の調整
- ・参加者及び大会関係者の駐車場の確保

#### ④準備及び運営に関する必要物品のデザイン、制作、調達等

- ・参加者ゼッケン
- ・パンフレット及びポスター
- ・各種チラシ（大会案内、エイドメニュー）等
- ・各種表示（看板やのぼり等） ※一部、既存の作成物を転用可能
- ・スタート、ゴールゲート
- ・協賛ボード
- ・大会実施に必要な音響機材（機器操作を含む）

#### ⑤その他大会開催に必要な業務

### （2）地域協働による運営体制の確立

地域の関係者や住民が協力し、協働して大会を開催できる体制を確立することで、地域資源を融合し、地域による温かみと盛り上がりのある大会とする。

#### ○地域協働体制の確立

- ・サイクリングスタッフや地域おこし関係者など運営に参画する地域人材を含めて運営チームを結成して運営するなど、地域の協働体制を確立すること。

#### ○宿泊やレジャー、食材などの地域資源の活用

- ・地域の体験メニューや食材、宿泊も含めた地域資源を活用し、初級者コースや宿泊プランを企画するなど、大会に変化を加えること。

#### ○住民参画を促す企画の立案と実行

- ・当日運営スタッフに地域のボランティアを活用するなど、地域住民も参画して大会運営に当たることができるよう、ボランティア募集すること。

### （3）結果報告等

- ・大会報告書の作成…10部
- ・記録写真及び動画データの提出
- ・大会ホームページへの動画の掲載

（大会当日の様子や予土県境地域の美しい景観などを盛り込んだ動画を作成し、大会ホームページに掲載）

## 6 再委託

受託団体等は、当該事業のうちその内容が第三者に委託することが事業の実施に合理的と認められるものについては、当該事業の一部を再委託することができる。ただし、事業に係る総合的企画、業務遂行管理及び業務手法の決定等を再委託することはできない。

## 7 視点

- ・地域内のサイクリングスタッフや地域おこし関係者も参画した運営や地域住民のボランティア参加など、地域の協働による開催計画を立案すること。
- ・地域の体験メニューや食材、宿泊も含めた観光資源を活用することで、参加者が単にイベントに参加するだけでなく、四万十・南予地域により多くの実需が生まれるよう、サイクリングを切り口にした観光振興を図ること。
- ・必要に応じて業務の再委託を検討しながら、参加者や地域住民、道路通行車両等の十分な安全対策を講ずること。
- ・大会当日の事故やトラブル発生時に適切に対応できるよう、内部の連絡体制や関係機関との協力体制の構築、事前マニュアルの徹底など、入念な準備を図ること。
- ・募集やイベントを通じて予土県境地域の美しい景観とサイクリングの魅力を発信すること。
- ・参加者募集・申込、広報については、費用対効果を勘案しながら、雑誌・Webサイト・SNSを活用するとともにプロモーション映像を作成するなど工夫すること。
- ・愛媛・高知を除く県外参加者の割合が、4割以上となることを目指すこと。
- ・中級コースの参加者がゴール後、サイクルトレイン出発までの時間を地域の特色や魅力を感じながら過ごせるように工夫すること。
- ・ゴール会場において選手のゴールをより感動あるものにするよう工夫すること。
- ・愛媛県、高知県並びに関係5市町による連携事業であるため、各自治体のバランスに配慮すること。
- ・大会中の写真を参加者が入手できる機会を設けること。
- ・予土県境地域のグルメや特産品を参加者が購入できる機会を設けること。
- ・見積書の収入欄は、委託料と参加料収入を分けて計上すること。
- ・値引を行う際は、見積額全体から値引きは行わず、各見積項目において、値引を行った額を計上すること。
- ・少ない費用で最大限の効果を生むよう工夫したものとする。
- ・大会を地域で自立・持続的に開催することを目指し、経費節減に留意すること

## 8 参加料について

- (1) 参加料は、類似の大会と比較して妥当な範囲で設定すること。
- (2) 当大会に係る参加料については、大会開催の収支計画における収入として充てることとする。ただし、参加者数が募集定員を下回った場合においても、委託料の増額は認めない。

## 9 協賛について

- (1) 協賛企業に関する募集については、実行委員会と連携し、事業の拡充を図るため業務遂行上の可能な範囲で行うものとする。
- (2) 協賛により得られた協賛金収入及び協賛品については大会運営に充てるものとする。ただし、協賛金収入については、大会開催の収支計画における収入として充てることとする。

## 10 著作権等の取扱い

- (1) 著作権者  
作成物等の著作権は、実行委員会に帰属する。
- (2) 第三者への使用許諾  
作成物の複製等は禁止することとする。また、第三者への使用許諾は、予土県境地域の広報等に関するものに限り、実行委員会が行うものとする。
- (3) 権利関係の処理
  - ①素材に含まれる第三者との著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。
  - ②第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
  - ③著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、実行委員会と受託者で協議のうえ処理することとする。

## 11 委託事業の実施における留意事項

- (1) 上記に定める事項のほか、業務遂行上必要と認める事項が発生した場合は、協議のうえ、業務内容を変更することができる。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、実行委員会と緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (3) その他定めのない事項については、必要に応じ実行委員会と協議のうえ処理するものとする。
- (4) 本大会は、愛媛県、高知県、宇和島市、鬼北町、松野町、四万十市、四万十町の平成 31 年度当初予算成立後、予土県境地域連携実行委員会の事業計画及び予算の承認を経て実施するものであり、事業が行われない場合があることを了承すること。
- (5) 事業計画の不承認等により、事業が行われない場合の損害に対する賠償は行わない。